

保健所等行政機関における臨床検査技師の役割 (続報)

～感染症法等改正を踏まえた地域活動の推進に向けて～

◎奥山 啓子¹⁾、岡田 佑衣子¹⁾、高田 真由実²⁾、松本 絵里³⁾
栃木県南健康福祉センター¹⁾、栃木県西健康福祉センター²⁾、栃木県保健福祉部感染症対策課³⁾

【背景及び目的】新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の対応を踏まえ、感染症法の一部改正とともに令和5(2023)年3月に地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、保健所及び地方衛生研究所の危機管理体制整備等が示された。基本的な方向は、広域的な感染症まん延への備えとし、都道府県に感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保が必要とされた。併せて人材の資質の向上、現任教育に関する事項を効果的かつ効率的に実施することが示され、地域保健に関わる職種として臨床検査技師が追加された。保健所等行政機関における臨床検査技師が、新型コロナ業務に従事し公衆衛生に果たした役割については、昨年の本学会で報告した。今回は新型コロナ感染症法5類移行後の活動及び資質向上・人材育成の取組を通して、臨床検査技師の役割について明らかにする。

【方法】栃木県の保健所等行政機関に勤務する臨床検査技師に対して、アンケート1〔令和4(2022)年11月実施：新型コロナ業務〕及びアンケート2〔令和5(2023)年7月実施：新型コロナ後の業務〕についてまとめ、現状を踏まえ

た人材育成の観点から考察した。

【結果】アンケート1(回収26人)では、新型コロナ業務に従事し、訪問検体採取や家族への説明、介護職との連携等、新たな業務や職種の枠を超えた経験・危機管理対応ができた22人、地域医療に貢献できた10人、感染症業務は適任だと思う23人、一方、コミュニケーション能力・対人力等のスキルアップが必要16人であった。アンケート2(回収23人)では、新型コロナ後は業務変化した15人、変化内容は、高齢者施設への対策強化による平常時防疫対策の増加等であった。今後の展望としては、FETPを増やし感染症専門家として活躍する、職域拡大を図る等の意見があった。

【考察】新型コロナに係る業務はスキルアップにつながったが、対人スキルや感染症専門家としての資質向上が課題として挙げられ、今後も研修参加・自己研鑽を図り、保健師等多職種と協働していくことが重要と考える。

【結語】保健所等行政機関における臨床検査技師は、地域保健に関わる職種として、人材の資質向上を図りながら活動を推進する必要がある。(電話 0285-22-1219)